

函館市消防団協力事業所表示制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域の消防防災力の充実強化等の一層の推進を図るため、函館市消防団に積極的に協力している事業所またはその他の団体に対して行う消防団協力事業所表示証の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所等 事業所またはその他の団体をいう。
- (2) 消防団協力事業所 消防長が消防団活動に協力している事業所等として認め、消防団協力事業所表示証を交付した事業所等（以下「協力事業所」という。）をいう。
- (3) 消防団協力事業所表示証 前号の事業所等に対して、消防団活動に協力する証として交付した表示証（以下「表示証」という。）をいう。
- (4) 消防団長等 消防団長のほか、自治会長等の消防団活動を支援する者をいう。

(表示証の交付申請および推薦)

第3条 協力事業所としての認定および表示証の交付を受けようとする事業所等は、消防長に別記第1号様式に定める函館市消防団協力事業所表示申請書により申請するものとする。

2 消防団長等は、表示証を交付する事業所等について消防長に推薦することができる。

(認定基準)

第4条 消防長は、前条に規定する申請について、次に掲げる基準のいずれかに適合していると認めるときは、協力事業所の認定を行うものとする。

- (1) 従業員が消防団員として、相当数入団している事業所等
- (2) 従業員の消防団活動について積極的に配慮している事業所等

- (3) 災害時等に事業所の資機材等を消防団に提供するなど協力をしている事業所等
 - (4) その他消防団活動に協力することにより，地域の消防防災体制の充実強化に寄与する等，消防長が特に優良と認める事業所等
- 2 前項の認定は，消防関係法令に違反している事業所等には行わないものとする。

(審査)

第5条 消防長は，次のいずれかに該当するときは，前条の基準に適合するか否かについて審査を行うものとする。

- (1) 申請または推薦があった場合
- (2) 消防長が消防団活動に協力している事業所等であると特に認めた場合

(表示証の交付)

第6条 消防長は，審査の結果，協力事業所の認定を行ったときは，当該事業所等に別記第2号様式に定める表示証を交付するものとする。

- 2 協力事業所として認定した事業所等が他の市町にある場合は，協議のうえ，他の市町長等と連名で，表示証を交付することができるものとする。

(表示証の表示)

第7条 協力事業所は，表示証を交付した消防本部名，交付された年月を付して，表示証を表示することができる。

- 2 協力事業所として認めた事業所等が他の市町村にある場合は，前項の表示のほかに，当該事業所が所在する消防本部の名称も併せて付すことができる。

- 3 表示証は，次に掲げる場所等に表示するものとする。

- (1) 表示証を交付された事業所等の見えやすい場所
- (2) パンフレット，チラシ，ポスター，看板，電磁方法（電子的方法，磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により行う映像その他の広告

- 4 表示できる表示証の様式については，前条第1項によるもののほか，

別記第2号様式の寸法を同率に拡大または縮小したものとする。

(表示証交付整理簿)

第8条 消防長は、表示証を交付したときは、別記第3号様式に定める函館市消防団協力事業所表示証交付整理簿に、表示証の交付に関する事業所の名称、住所、有効期間等の必要事項を記録するものとする。

(表示有効期間)

第9条 表示の有効期間は、原則として、認定の日から2年または第10条の規定による認定の取消しの日までとする。ただし、協力事業所が総務省消防庁消防団協力事業所表示証(以下「総務省消防庁表示証」という。)の交付を受けた場合は、表示の有効期間は、総務省消防庁消防団協力事業所の総務省消防庁表示証の交付を受けた日から2年間とする。

2 表示証の表示の効力が失効した事業所等については、第7条に規定する表示を行うことができない。

3 消防長は、認定の日から2年を経過する前に協力事項の現状および表示の継続の意思を確認したうえで、認定を更新できるものとする。

(認定の取消し)

第10条 消防長は、協力事業所が事業を廃止または休止したとき、第4条に規定する基準を満たさないこととなったとき、偽りその他不正な手段により表示証の認定を受けたとき、またはその他協力事業所としての表示が適当でないと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。この場合において、消防長は、相手方に対し、当該認定を取り消しの理由を文書で通知するものとする。

2 前項の規定により協力事業所の認定を取り消された事業所等は、速やかに、表示証を消防長へ返還しなければならない。

(協力事業所の公表)

第11条 消防長は、協力事業所の名称、函館市消防団への協力内容、その他の事項について、広報誌等により公表できるものとする。

(協力事業所の表彰)

第12条 消防長は、協力事業所の協力内容が顕著であるが認められると

きは、当該事業所を函館市消防表彰規則（昭和57年函館市規則第6号）第5条に基づき表彰することができる。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。